

平成30年度「チャレンジふくしま応援隊」情報発信事業 実施要綱

(事業目的)

第1条 全国各地の福島県人会が本県の応援隊として、県外の人々に「ふくしまの今」を情報発信し、本県の現状を正しく理解してもらうことで、東日本大震災・原子力災害の風評払拭・風化防止を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 福島県が県外の福島県人会に情報発信活動やPR活動、その他県外における本県の正しい理解が広まる活動を業務委託して実施する。

(業務内容)

第3条 委託する業務内容は、県外の人々の「ふくしま」へのイメージアップに寄与する次のいずれか又は複数の活動とする。

- (1) 福島県の観光のPR活動
- (2) 福島県産品のPR・販売活動
- (3) 福島県の復興に関する情報発信活動
- (4) 福島県からの避難者と避難先住民との交流に関する活動
- (5) その他福島県の復興に寄与する活動

2 前項の活動の際には、県外の人々を対象としたアンケート調査を併せて実施しなければならない。

(委託先の要件)

第4条 本事業の委託先となる福島県人会は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 会則又は規約を定め、かつ、代表者が選任されていること。
- (2) 本事業の目的に沿って、自ら企画立案及び実践活動ができること。

(委託先の決定方法等)

第5条 委託先は、別に定める募集要領に基づき提出された応募書類について、事業効果及び実効性の面から審査した上で決定する。

(委託料の算定対象)

第6条 委託料の算定対象経費は、委託業務の実施に直接要する経費とする。
ただし、第3条第1項に係る1日当たりの経費は、次の表の左欄の区分ごとに中欄の額を限度とし、その活動が平成29年度から引き続いて実施するものであるときは、右欄の額を限度とする。

全国規模のイベント	200,000円	120,000円
都道府県規模のイベント	132,000円	79,200円
市町村規模のイベント	100,000円	60,000円

(委託料の額)

第7条 委託料の額は、前条の算定対象経費の合計額（1県人会当たり35万円を上限）とする。

(研修会への参加)

第8条 本事業を受託した福島県人会は、福島県が実施する研修会に参加するものとする。

附則

この要綱は、平成30年度の事業について適用する。